

○長久手市平成こども塾条例

平成 18 年 3 月 29 日

条例第 17 号

注 平成 25 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 長久手市の豊かな田園環境の中で、こどもたちが地域の自然、文化、環境等を学ぶことを通じて健全な心と身体を培うとともに、市民の環境保全に関する活動を促進し、人と自然とがよりよく共生する地域社会の実現に資するため、長久手市平成こども塾(以下「こども塾」という。)を長久手市福井 1590 番地 50 に設置する。

(事業)

第 2 条 こども塾は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の環境についての学習活動に関すること。
- (2) 前号の学習活動を通じた地域住民との交流活動に関すること。
- (3) 学校と連携して行う前 2 号の活動に関すること。
- (4) その他こども塾の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第 3 条 こども塾の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 こども塾の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 長久手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、第 1 項に規定する開館時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(附属設備等の使用)

第 4 条 教育委員会は、第 2 条各号の事業の実施に支障のない範囲内で、別表に掲げる附属設備等を使用させることができる。

2 前項の規定により附属設備等を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

4 既に納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

5 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第7号)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の長久手町平成こども塾条例の規定により町長がした承認、承認の取消しその他の行為は、改正後の長久手町平成こども塾条例の規定により長久手町教育委員会がした承認、承認の取消しその他の行為とみなす。

附 則(平成23年条例第23号)

この条例は、平成24年1月4日から施行する。

附 則(平成25年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

(平25条例38・一部改正)

区 分	使 用 料
かまど（2か所1セット）	510円
調理器具（1セット）	200円